



2023年8月9日

各位

会社名 本田技研工業株式会社
代表者名 取締役 代表執行役社長 三部 敏宏
(コード:7267、東証プライム市場)
問合せ先 経理財務統括部 経理部長
川口 正雄
(TEL. 03-3423-1111)

株式分割、米国預託証券(ADR)の原株との交換比率変更および 分割に伴う配当予想の修正ならびに自己株式取得に係る事項の一部変更に関するお知らせ

当社は、2023年8月9日開催の取締役会において、下記のとおり、株式分割、米国預託証券(ADR)の原株との交換比率変更および分割に伴う配当予想の修正ならびに自己株取得に係る事項の一部変更について決議しましたので、お知らせ致します。

記

1. 株式分割について

(1) 株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることを通じて、より投資しやすい環境を整え、投資家層の拡大を図ることを目的としております。

(2) 分割の方法

2023年9月30日を基準日(同日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には2023年9月29日(金))として、同日付の株主の所有する当社普通株式を、1株につき3株の割合をもって分割いたします。

(3) 株式分割

① 株式分割前の発行済株式総数	1,811,428,430 株
② 今回の分割により増加する株式数	3,622,856,860 株
③ 株式分割後の発行済株式総数	5,434,285,290 株
④ 株式分割後の発行可能株式総数	7,086,000,000 株

(4) 分割の日程

(1) 基準日公告日	2023年9月15日(予定)
(2) 基準日	2023年9月30日(予定)
(3) 効力発生日	2023年10月1日(予定)

(5) その他

- ・今回の株式分割に際して、資本金の変動はありません。
- ・今回の株式分割は、2023年10月1日を効力発生日としておりますので、2023年9月30日を基準日とする2024年3月期の中間配当金につきましては、株式分割前の株式数を基準に実施いたします。

2. 米国預託証券(ADR)の原株との交換比率変更について

(1) ADRの原株との交換比率変更の目的

現在のADRの投資単価水準を維持することにより、当社ADRの投資家に対して現状と変わらない投資環境を提供することを目的としております。

(2) ADRの原株との交換比率変更の概要

従来の比率： 1 ADR = 1 原株
 新比率： 1 ADR = 3 原株
 新比率への変更日： 2023 年 10 月 1 日（米国東部時間）（予定）
 新比率での取引開始日： 2023 年 10 月 2 日（米国東部時間）（予定）

3. 配当予想の修正について

株式分割に伴い、2023 年5月 11 日に開示いたしました 2023 年3月期決算短信に記載の 2024 年3月期の期末配当予想額を以下のとおり訂正いたします。

	年間配当金(円)		
	第2四半期末	期 末	合 計
前回予想 (2023 年5月 11 日発表)	75 円 00 銭	75 円 00 銭	150 円 00 銭
今回修正予想 (分割前換算)	75 円 00 銭	25 円 00 銭 (75 円 00 銭)	— (150 円 00 銭)
当期実績	—	—	—
前期実績 (2023 年3月期)	60 円 00 銭	60 円 00 銭	120 円 00 銭

(注) 1: 2023 年9月 30 日を基準日とする 2024 年3月期の中間配当(第2四半期末)については、分割前の株式数を基準といたします。

2: 合計の1株当たり配当予想につきましては、株式分割の実施により単純比較が出来ないため、表示しておりませんが、株式分割前基準では変化しておりません。

4. 自己株式取得に係る事項の一部変更について

(1) 変更の理由

株式分割に伴い、2023 年5月 11 日開示の「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ」に記載の、「取得し得る株式の総数」を変更いたします。

(2) 変更の内容

変更前	変更後
取得し得る株式の総数 6,400 万株(上限)	取得し得る株式の総数 19,200 万株(上限)

(ご参考)

2023 年5月 11 日開催の取締役会において決議された自己株式取得に係る事項の内容

- (1) 取得対象株式の種類 普通株式
- (2) 取得し得る株式の総数 6,400 万株(上限)
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 3.8%)
- (3) 株式の取得価額の総額 2,000 億円(上限)
- (4) 取得期間 2023 年5月 12 日から 2024 年3月 31 日まで

(5) 取得方法

東京証券取引所における市場買付

- ① 自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による買付け
- ② 自己株式取得に係る取引一任契約に基づく市場買付け

5. 株主優待制度について

株主優待制度につきましては、これまでと変わらず、毎年3月 31 日現在の当社の株主名簿に記載または記録された 1 単元(100 株)以上保有の株主様を対象といたします。これにより、今回の株式分割後に 1 単元以上保有の株主様も優待の対象となりますので、実質的な制度拡充となります。

以 上